

国官技第65号  
平成24年6月21日

各地方整備局企画部長  
北海道開発局事業振興部長 } あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

## 防護柵設置工の施工における出来形確保対策について

防護柵設置工の施工における出来形確保対策については、「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」（平成22年3月31日付け国官技第337号）により実施してきたところであるが、このたび「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」（以下「測定要領(案)という。」を別添の通り改定したので、下記のとおり防護柵設置工の施工において出来形確保対策を実施されたい。なお、「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」（平成22年3月31日付け国官技第337号）は廃止する。

### 記

#### 1. 監督職員への協議の徹底

受注者が防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、監督職員と協議しなければならないことを、受注者に対して遺漏なきよう周知徹底を図る。（土木工事共通仕様書(案)第10編 道路編 第2章 舗装 第8節 防護柵工 2-8-12. 参照）

#### 2. 出来形管理

防護柵支柱の根入れ長確保のための出来形管理は、非破壊試験による出来形管理を基本とする。ただし、以下の場合においては、ビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

- (1) 防護柵が測定要領(案)の適用範囲外の場合
- (2) 受注者が測定機器を調達できない場合
- (3) 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合
- (4) 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合
- (5) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合

## 2-1. 非破壊試験による出来形管理

### (1) 受注者による出来形管理

受注者は、測定要領（案）に基づき日常の施工管理を実施する。  
なお、非破壊試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上する。

### (2) 監督職員による確認

監督職員は、測定要領（案）に基づき防護柵の根入れ長が適正に確保されていることを確認する。

なお、出来形について疑義が生じた場合は、受注者に対し事実関係の確認を行うこととする。

### (3) 検査職員による検査

検査職員は、測定要領（案）に基づき検査する。その結果、防護柵の根入れ長に疑義がある場合は、工事請負契約書第31条に基づき支柱の引き抜きによる破壊検査を行う。

## 2-2. ビデオカメラによる出来形管理

### (1) 受注者による出来形管理

受注者は、防護柵の根入れ長が適正に確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、若しくは根入れ長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影する。監督職員の請求があった場合はその撮影記録及び設計図書に示した出来形を満足していることを証明した書面（別紙）を提示するとともに、完成検査時に提出する。

なお、ビデオ撮影に要する費用は、現場管理費の率に含まれる。

### (2) 監督職員による確認

監督職員は、上記（1）に基づき受注者から提示された映像から、支柱（種別毎に支柱総数の10%以上）の根入れ長が適正に確保されていることを確認する。

なお、出来形について疑義が生じた場合は、受注者に対し事実関係の確認を行う。

### (3) 検査職員による検査

検査職員は、提出された書面（別紙）を確認する。また、必要に応じて映像記録により防護柵の根入れ長が確保されていることを確認することができる。その結果、防護柵の根入れ長に疑義がある場合は、工事請負契約書第31条に基づき、支柱の引き抜きによる破壊検査を行う。

### 3. 特記仕様書等への記載

特記仕様書等に以下の文章を記載する。

#### (1) 特記仕様書の記載例

第◇条 防護柵設置工における出来形確保対策について

1. 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。
  - (1) 防護柵が別添「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」(以下「測定要領(案)」という。)の適用範囲外の場合
  - (2) 受注者が測定機器を調達できない場合
  - (3) 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合
  - (4) 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合
  - (5) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合
4. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従う。
5. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。
  - (1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況
  - (2) 支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書(別紙)とともに監督職員へ提出する。
6. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。

#### (2) 現場説明追加事項の記載例

非破壊試験費用を見込まない場合

第◇条 防護柵設置工

防護柵設置工の出来形管理の非破壊試験費用は見込んでいないが、監督職員と協議のうえ非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

非破壊試験費用を見込んでいる場合

第◇条 防護柵設置工

防護柵設置工の出来形管理については、非破壊試験費を見込んでいる。

**附則**

この通知は、平成24年7月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

以上

(別紙)

## 施工確認書（案）

工事名

確認者

防護柵工（土中埋め込み式）の施工について、社内検査の結果、工事負契約書、図面、仕様書、その他関係契約図書に示された出来形を確保していることを確認しました。

また、防護柵の所要の根入れ長が確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、若しくは根入れ長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影した資料（ビデオテープ等）を提出致します。

平成 年 月 日

受注者 住所  
氏名

〔※ 施工確認者については、「品質証明員」が行うものとする。但し、品質証明制度を適用していない工事について「主任（監理）技術者」が行うものとする。〕